

目標	施策	事業名	目標	事業内容	進捗状況
目標① 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します	①自ら学び、考え、協働できる「学ぶ力」の育成				
	②多様な個性を理解し、自他を尊重する人権感覚の育成	人権擁護作品募集事業	次代を担う若者を中心に、人権擁護作品づくりを通じて人権尊重の重要性や必要性について考察し、豊かな人権感覚を身に付けることを目指す。また、入賞した作品を市民に周知広報することで、広く一般に人権尊重意識を根付かせる。	すべての人が安心して「自分らしく」暮らせる社会の実現をめざし、あらゆる人権について考え、行動に移していけるよう啓発活動を推進するため、人権擁護作品を募集し、小学生低学年の部、高学年の部、中学生の部、一般の部に分け、審査のうえ入賞作品を決定・表彰する。	メッセージ部門、作文部門、ポスター部門に計100作品近い応募があり、審査のうえ人権フェスティバルで表彰している。また、入賞作品をカレンダーや近江八幡市人権尊重のまちづくり推進協議会の機関紙に掲載し、各学校や各自治会に配付して啓発に活用している。
		みんなの心と手でつなぐ手話事業	障がい者理解を促進し、共生する社会を実現する。	出前講座の講師派遣 手話奉仕員養成講座の実施 手話の普及啓発 手話施策推進会議の開催	市内幼小中学校、事業所等への出前講座 障がい者理解を促進するための講演会等の開催
		障がい者生活支援相談事業	市民を対象に障がい者理解を促進する。	障がいの理解を深める講演会の開催 障がい者理解を促進するための出前講座（講師派遣）	地域等への出前講座 障がいの理解を深める講演会の開催
		男女が輝いて生きる絵手紙募集事業	次代を担う若者を中心に、男女が輝いて生きる絵手紙の作成を通じて男女共同参画の重要性や必要性について考察し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず多様な選択が可能になることを目指す。また、入賞した作品を市民に周知広報することで、広く一般にジェンダー平等意識を根付かせる。	性別に関わらず誰もが「自分らしく」暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし、地域や職場、家庭、学校で、市民が男女共同参画について広く理解と関心を持っていただくために、男女共同参画をテーマとした絵手紙を募集し、審査のうえ入賞作品を決定・表彰する。	市内小中学校から毎年30～50点程度の応募があり、審査のうえ「男女共同参画市民のつどい」または「人権フェスティバル」で表彰している。また、入賞作品はカレンダーに掲載し、各学校や各自治会に配付して啓発に活用している。
	③不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実	家庭児童相談室運営事業	全ての子どもの健やかな育ちの保障	児童虐待の未然防止・早期発見のための相談支援、研修や市民啓発を実施。「要保護児童対策地域協議会」を開催し、学校や地域の関係機関と連携、役割分担をしながら児童虐待を未然に防止し、家庭支援に取り組む。	令和6年度実績 相談件数：819件 研修会：6回 136人
	④特別支援教育の充実				
	⑤就学前からの学びをつなぐ校種間のなめらかな接続の推進	これも消費者教育プロジェクト事業	市内の学校教育における消費者教育の推進・浸透	市消費生活センターでは、平成30年度より、市内小中学校の教員等を対象としたワークショップを開催し、学校との連携・協働による消費者教育を推進してきた。令和5年度以降は、消費者教育コーディネーターを配置し、更なる体制強化を実現している。 これも消費者教育プロジェクト委員会は、消費者教育の推進に係る消費者行政部局と幼保・小中学校における一連の連携・協働を目的とし、令和5年度に発足。当該委員について、2年の任期で依頼している。学習指導要領に明記された消費者教育を社会の実態に即した効果的な実践に繋げることで、子どもたちのより良い学び、生き抜く力の醸成を目指している。プロジェクト委員会では、1年目は消費者教育の理解を深め可能性を広げるための情報収集・研究、2年目は授業実践及び成果の発信を基本的なサイクルとしている。	・令和4～5年度は、武佐小学校を消費者教育モデル校として指定し、全学年における消費者教育の実践授業を実現した。そして、令和6年度においては、プロジェクト委員会の委員が各校園にて消費者教育の実践授業を行うことで、消費者教育の多様な視点やあり方について共有し、知見を深めた。 ・令和6年度末にプロジェクト委員会の第1期が終期を迎えたことから、令和7年度には新体制（第2期）を発足し、引き続き、幼保・小中学校における学びの接続を意識しながら、消費者教育の推進・浸透を図る。
	⑥情報化・グローバル化に対応した教育の推進				
	⑦運動と食習慣の定着による健康の保持・増進				

目標	施策	事業名	目標	事業内容	進捗状況
目標② ふるさとに愛着と誇りをもち、地域や社会に貢献できる人を育成します	⑧地域の歴史や伝統、文化に学ぶふるさと学習の推進				
	⑨豊かな自然や人々の生活から体験的に学ぶ環境学習の推進				
	⑩社会的・職業的自立につながるキャリア教育の推進	消費者教育体験型プログラム事業	消費者市民社会の担い手の育成。	消費者教育体験型プログラム(SDGsこども特派員)は、市内在住・在学の小学生親子を対象にした一日体験型プログラムであり、市内の生産者や事業者を訪問し、その想いやこだわりについて取材し、交流する事業である。自らの消費行動が社会や環境に与える影響を認識し、公正で持続可能な社会を形成するために積極的に行動する消費者市民社会の実現のため、エシカル消費の普及・促進を通じて、環境・経済・社会に配慮した持続可能社会の担い手を育成し、本市全体のウェルビーイングを目指す。	・毎年恒例の親子向け企画であり、令和6年度で8回目を迎えた。令和6年度は、「近江商人がつなぐ絆、つなぐ未来 受け継ぎたい近江八幡の食と文化」をテーマに旧市街地の店舗を取材し、近江八幡の伝統食である赤こんにゃくや丁字麩、丁稚羊羹等の歴史や背景、作り手の想いに触れ、持続可能な食や文化について親子で考えた。また、本市と姉妹都市提携40周年を迎えた北海道松前町についても焦点を当て、近江商人が結んだ両市町の絆について触れ、地域にとどまらないより広い視野と学びを得ることができた。 ・令和7年度においても、引き続き、社会における自らの役割を認識し、選択し、行動することのできる消費者市民社会の担い手の育成を図る。
目標③ 新たな時代を見据えた学校園づくりを推進します	⑪教員の資質・指導力の向上と学校園の組織力の充実				
	⑫安全・安心で豊かな教育環境の整備・充実	放課後児童クラブ施設整備事業	受入枠の不足が見込まれる小学校区において、放課後児童クラブを整備し、待機児童を生じさせない。	放課後児童クラブの利用ニーズの高まりにより、定員を超過するおそれがある地域において、新たな放課後児童クラブの開設により、受入枠の確保を図る。	令和6年度実績:1カ所開設(金田小学校区) 令和7年度予定:1カ所開設
	⑬急速な情報化社会や技術革新に対応した教育環境の整備・充実				
目標④ 家庭・地域の力を高め、社会全体で子どもを育てます	⑭学校園・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組む体制の確立	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童の放課後における健全育成	市内小学校に通学する児童で保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図る。	令和7年度放課後児童クラブ数(令和7年4月1日現在):38クラブ 利用児童数(令和7年4月1日現在):1,545名 市内小学生全体に占める割合(入所率):35.0%(参考:R633%)
	⑮家庭における生活習慣、学習・読書習慣の定着と地域の力を生かした学びの充実				
	⑯子どもの育ちを支える親の学びや相談・支援体制の充実	利用者支援事業	日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、地域社会全体で連携を進め、子ども・子育て家庭を支援する。	妊産婦や子育て家庭が個別の相談やニーズに沿った支援が受けられるよう、総合相談窓口を設置し支援を行う。	令和6年度実績 子育て相談 1,183件
		子ども発達支援事業	早期からの一貫した継続した専門性のある発達支援を行うことにより、思春期の二次障害である精神疾患の発症や不登校や引きこもり、いじめ、虐待の防止策にもなり、健全な発達を保障することで対象児の将来的な自立や自己実現の達成を目指す。	0歳から18歳までの児童期において、発達の視点から課題のある子どもとその家族を支援の対象として、発達相談、発達検査の実施による早期発見、その後の早期支援につなげ、臨床心理士をはじめ各種の専門職によるチームアプローチにより支え、本人の自尊感情を高めるよう支援する。	(発達相談) 0歳から18歳までにおいて、発達の課題に支援が必要な子どもに対し、発達相談・発達検査を早期に行い、保護者・園所・学校等と連携し、発達支援を実施した。 令和6年度実施状況 発達相談件数 (実数)610人、(延べ)971人
		児童発達支援事業	・日常生活の基本的動作の習得支援 日常生活の基本的動作の習得を目指す。 ・集団生活への適応支援 集団の中で主体的に行動できる力を目指す。 ・通所児の家族支援 生活の質の向上につながるように支援する。	「近江八幡市子ども発達支援センター」として、発達支援に必要な就学前の単独通所児(在宅児)及び並行通所児(保育所等在籍児)に対して、障害児通所支援を実施する。個別支援計画に基づき、一人ひとりの課題に応じた専門療育として児童発達支援管理責任者や保育士・発達相談員(心理指導担当職員)・機能訓練担当職員が日常生活の基本的動作の習得、集団生活への適応指導及び通所児の家族への支援などを実施し対象児の成長を図っている。	・令和6年度利用人数 利用実人数 54人 年間延べ利用児童人数 1,490人

目標	施策	事業名	目標	事業内容	進捗状況
		保育所等訪問支援事業	利用児本人の発達促進、集団生活への適応、また二次障害の防止の視点で支援を行い、切れ目のない発達支援を目指す。	「近江八幡市子ども発達支援センター」として、訪問支援員(経験豊富な保育士や特別支援教育経験のある教員等)を配置し、個別支援計画に基づき、利用児の在籍する保育園所・幼稚園・認定こども園等の集団生活を営む施設へ訪問し、直接支援として集団生活に適応することができるよう利用児本人に対する支援と、間接支援として訪問先のスタッフに対し、支援方法、指導等のコンサルテーション、その他必要な支援を実施する。	・令和6年度利用人数 利用実人数 35人 間延べ利用児童人数 363人
		居宅訪問型児童発達支援事業	早期から支援機関につながることで、重度の障がいのある状態であっても地域の中に取り残されないよう、また将来的に地域の児童発達支援や保育所等へ円滑な移行を促進できるよう、対象児童への支援および保護者の相談支援を実施する。	「近江八幡市子ども発達支援センター」として、訪問支援員(介護・支援を行う業務その他の業務に3年以上従事した作業療法士、保育士等)を配置し、個別支援計画に基づき、重度の障がいの状態にあるなど、外出することが困難な障がい児に対し、支援員が居宅を訪問し、日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上に必要な訓練を実施する。	・令和6年度利用人数 ※対象児童なし 利用実人数 0人 年間延べ利用回数 0回
		乳幼児健診業務	乳幼児期に総合的な健康診査を行い、健康状態の把握、疾病や障がい、不適切な養育等を早期に発見し、乳幼児の健康状態の向上、健全育成を目指す。また保護者とともに乳幼児の健やかな成長発達を確認し、育児に主体的に取り組める保護者の育成と支援を目指す。	乳幼児健康診査(乳幼児健診)の実施については、母子保健法で定められており、本市では1歳8か月児健診と3歳6か月児健診を法定健診として実施し、法定外事業として4か月児・10か月児健診と2歳6か月児相談を実施している。多職種が連携して総合的な健康診査を行い、発育等の成長状況や運動・精神などの発達状況の確認、心身障害・疾病を早期に発見して、健康管理や保健指導を行い、適切な支援や治療へつなげることで乳幼児の健全育成を図ることを目的とする。 また、乳幼児の健やかな成長発達を保護者と共に確認し、子育ての悩みや不安の解消を図り、育児に主体的に取り組める保護者の育成と支援を行う。	令和5年度の実績より、各健診の受診率は90%以上を維持することができた。健診未受診者に対しては、疾病の早期発見や虐待予防の観点から、受診勧奨や校区担当保健師による確認を徹底することにより全数把握をすることができた。また、支援の必要なケースについては担当保健師が個別に対応を行い、相談支援を進めることができた。
		子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、総合的に相談支援を行い、また支援が必要なケースについてはプランを作成し、相談支援を実施することができる。	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターを設置している。 総合相談として、利用者支援員が妊産婦や子育て中の保護者の相談を実施し、必要に応じ地区担当保健師等につなぎ支援を実施している。また子育て支援ケアマネジメントとして利用者支援事業において、母子手帳発行時にすべての妊産婦等と面談をし、状況把握をしている。支援が必要と判断した妊婦については担当保健師がプランを作成し、対応している。	(令和5年度実績) 母子手帳発行数(面談数):631件 一般相談(延べ人数):(電話)134件、(来所)25件、(訪問)60件
		コペアクラス	事前に夫婦で学ぶ機会を持つことで、産後の夫婦間のトラブルや育児によるストレスの回避ができ、お互いが理解しあえることで出産後も家事・育児を分担し夫婦で子育てに向き合うことができるようにする。	夫婦間での家事・育児の調整がうまくいかないことで、育児に対するしんどさや夫に対するストレスを感じることにつながる。妊娠期から夫婦ともに育児に対する見通しが持てることや夫婦のライフスタイルの基盤が安定することで、夫婦間でしっかりコミュニケーションがとれる関係性であることが必要である。 親同士が子育ての責任を共有し、役割を調整してサポートしあうことができるようにするため、事前に夫婦で学ぶことにより、産後の夫婦間のトラブルや育児によるストレスの回避ができるようにする。	(令和5年度実績) 年8回講座開催 クラス1参加組数34組、クラス2参加組数18組
		親育ち・子育て応援ひろば事業(カンガルー広場)	子育て中の保護者が自ら学び、自信を持って子育てができるように遊びの場を通じて子育て、親育ちを図る	子育て中の保護者が自ら学び、自信を持って子育てができるように遊びの場を通じて子育て、親育ちを支援する事業。 親同士で自ら集い、子育て家庭同士での交流の場を自ら作り広げていけるよう、「主体的に考え行動できる人材」の育成をめざして、八幡子どもセンターと八幡西子どもセンターで実施する。	令和6年度実績 八幡子どもセンター 実施回数18回 参加組数12組 八幡西子どもセンター 実施回数18回 参加組数7組

目標	施策	事業名	目標	事業内容	進捗状況
目標⑤ 生涯にわたり学び 続けるまちをめざす	⑰多様な学習機会の充実	人権学習機会の提供	・より多くの市民の参加による人権意識の醸成 ・資料・教材の提供や開催にかかる助言による人権学習の継続実施	市民の人権学習の場として、①「人権フェスティバル」「人権尊重のまちづくり市民講座」「男女共同参画市民のつどい」を開催する。また、②各自治会における「人権尊重のまちづくり懇談会」の開催を支援する。	①様々な人権課題について、毎年テーマを変えふさわしい講師を招聘し実施している。なお「人権フェスティバル」は、令和5年度から開催方法を学区巡回方式に変更し、各学区まちづくり協議会と協議しながらより身近な場で人権に触れる機会を提供している。 ②毎年学区ごとに事前の説明会兼研修会を開催しており、教材の提供・貸出も行っている。
		地域支援事業	自らが自立意識を持ち共に支え合いながら住み慣れた地域での生活を継続する。	・認知症啓発 ・介護予防啓発(高齢者自身の健康づくりと社会参加の促進) ・市民の死生観の醸成に向けた啓発	各業務ごとに事業計画を立て、介護保険事業計画(高齢者福祉計画)において進捗管理を行っている。
	⑱文化芸術に触れる機会の充実とスポーツ活動の推進	市美術展覧会	市美術展覧会の来場者アンケートで、展覧会が「大変よかった」「よかった」と肯定的に回答した来場者の割合を70%以上にする。	・年3回、9人の美術家を委員とした市美術展覧会委員会を開催し、当年度の運営や企画の詳細を決める。 ・平面、立体、工芸、書、写真の5部門において、各審査員による審査後、入選作品を5日間文化会館で展示。 ・入選作品のうち、特に優れた作品に対し特選(市展賞、市長賞他後援団体からの賞)、準特選、奨励賞等の賞を決定し、表彰する。 ・作品鑑賞会を行い、陳列された作品について見どころの説明や制作にかかるアドバイス等を審査員や委員に行っていた。	令和6年度の展覧会において、「大変よかった」「よかった」と肯定的に回答した来場者の割合は65%であった。また、子どもたちに展覧会に来てもらえよう地域おこし協力隊による対話型鑑賞会を開催し、フリースクールSinceの6人が参加した。
		アートで広げる子どもの未来プロジェクト事業	文化の薫り高いまち、文化芸術創造都市の実現に欠かせない人材の育成とともに、文化芸術の素養を身につけ、子どもの人生を豊かなものにする。	【学校連携プログラム】 アーティスト派遣による市内小中学校での文化・芸術体験の機会を確保。 【芸術鑑賞プログラム】 「音楽」「伝統文化」「ミュージカル」鑑賞会と題し、生の舞台芸術に触れる機会として文化会館で学年単位公演を小学校4～6年生の3学年で実施。派生事業として、吹奏楽と和太鼓の「楽器講習会」と題して、希望校に対しプロの奏者が技術指導を行う。(吹奏楽対象:中学校4校吹奏楽部および小学校1校マーチングバンド、まち協バンド。和太鼓対象:中学校1校八幡中学校和太鼓部・小学校1校沖島太鼓。) 【大学連携プログラム】 成安造形大学との連携協定により、子どもたちへ最新のアート届けるワークショップを開催。 【音楽振興事業】 ふるさと学習を目的としたお出かけ演奏会やキッズオルガン教室、パイプオルガン探検隊を実施。	令和6年度 【学校連携プログラム】 市内8校に計39回(82クラス)実施し、計2,520名(教諭含)の児童・生徒に対して豊かな文化芸術体験を通した自己表現の機会を創出した。 【芸術鑑賞プログラム】 小学校4～6年生児童計2,557人(教諭含)を対象として舞台芸術鑑賞事業を3公演実施した。派生事業として吹奏楽と和太鼓の「楽器講習会」を、中学校4校90名の生徒、小学校1校141名の児童及びまち協バンドに対し、プロの奏者が技術指導を行った。 【大学連携プログラム】 成安造形大学により、2日間計3回のAR体験ワークショップを文芸セミナリヨを会場に開催。参加者数20名。 【音楽振興事業】 お出かけ演奏会は、6校5園所で計15公演実施。参加者数は児童と乳幼児を合わせて763名。キッズオルガン教室は、児童1名につき3回のレッスン体験(延べ実施6回)を実施。パイプオルガン体験隊は1回を実施。参加者数計265名。
		ふるさと音楽祭振興事業	・市民が文化芸術に触れる機会を増やし、地域文化への関心を高める。 ・近江八幡市の歴史・文化と音楽を融合させた新たな観光資源を創出する。 ・当事業をきっかけに観光客を誘致し、地域経済(市内宿泊・飲食・買い物等)を活性化させる。 ・「選ばれる自治体」としてのブランド価値を向上し、持続的な地域発展を図る。	近江八幡らしい自然や風景、町並みと一流の音楽家による音楽が融合した「音楽のまち」を目指し、市内各地でコンサートを開催する。近江八幡市が誇る歴史的・文化的価値の高い場所を会場とすることで、他市にはない唯一無二の空間を創出する。定期的にコンサートを開催することで、地域に音楽文化を定着させながら、コンサートの規模を徐々に広げていき、ラ・フォル・ジュルネを参考としたふるさと音楽祭へ発展させる。	今年度は、5日(回数調整中)のミニコンサートを開催予定。新規事業であるため、市民の理解を得て、より多くの人に音楽に触れる機会を提供できるよう、創意工夫して企画立案し、事業の継続・発展に繋げる。
		子ども文化芸術賞	今後の活躍が期待できる人材をより多く発掘する。	受賞候補者及び受賞候補団体の公募を行い、受賞者を決定し、表彰式で表彰する。 令和6年度は、10月28日から1月10日まで、受賞候補者や団体の応募を行い、小・中学校・保護者を通した計40件の応募から、審査会で計20件(「子ども文化芸術特別賞」2名・1団体、「子ども文化芸術賞」14名・2団体、また、「子ども文化芸術審査会特別賞」1名)を受賞決定。 令和7年3月22日(土)に、勤労者福祉センターを会場に受賞者の表彰式を行い、表彰状及び表彰楯、副賞を授与した。	各学校や地域、市広報・HPで応募を呼びかけ、当賞の認知度が少しずつ増している。候補者数の増加は各賞のレベルを高めることに繋がっている。 候補者数[令和3年度]15件[令和4年度]34件[令和5年度]62件[令和6年度]40件
	⑲読書活動の推進と読書環境の充実				